

巻頭

2020年に向けて

金安弘

昨年8月8日の天皇の一言で、10か月後、退位新法が成立し、これで2020年7月24日の東京オリンピックにいたる天皇をめぐる予定表がほぼ確定しました。「エッ、天皇にそんな力＝影響力があったのか。」、日頃天皇・天皇制に対し意識を持たない者にとっては衝撃でした。「天皇の御意思」が、憲法3条や4条を無視して貫徹されたこととなります。内閣の助言と承認を得ることなく、政治的権能をビデオメッセージで行使したと理解する以外にありません。

そして5月3日の安倍首相のビデオメッセージ「9条に自衛隊を明記し、2020年を新しい憲法が施行される年にしたい。」という発言。これが実現されれば、戦争法体制下で自衛隊は合憲の部隊となります。憲法的制約がなしになる。2020年にいたる安倍首相の暴走総体の理解が必要と考えました。今号では、まず天皇・天皇制への基本的視座、そして2020年にいたる天皇をめぐる視点を二人の方に提供してもらいました。自衛隊が明記された憲法を新天皇は「順守する。」と言う以外にない。安倍とその同調者達を一掃しなければ、現実となりえます。二人のビデオメッセージが生み出した課題は、1年に1回、全国で再生される「反戦意思を表す 8 月」を、8 月だけでなく1 年中再生と拡大をするよう私たちに要求していると受け取りました。

16年10月号の『世界』で「メディア批評」担当の神保太郎氏は、故加藤周一氏の一節を引用しています。「天皇制は何故やめなければならないか。理由は簡単である。天皇制は戦争の原因であったし、やめなければ、又戦争の原因となるかも知れないからである。」と。

「敵基地攻撃論」の拡大

稲田防衛大臣が辞任におこまれ、支持率の低下がとまらぬ安倍内閣とは言え、自民党も防衛省も「中国・北朝鮮脅威論」をテコとした「敵基地攻撃論」をやめるわけではありません。その能力獲得の検討と予算化を推し進めています。読売新聞6月26日の一面で「政府は、F35に射程300キロの空対地ミサイルを導入する検討に入った。」と報道しています。9条への自衛隊明文化と敵基地攻撃能力の獲得の

追求が同時に進んでいます。空自への導入は、やがて海自への導入に進むでしょう。名分は、「脅威への抑止力の拡大」。私達は、アフガニスタンやイラクへの侵略が、巡航ミサイル攻撃によって開始されたことを忘れてはいけません。導入が決定されれば、中国や北朝鮮の反発は激烈なものとなります。日本の「平和外交」は、名実ともに消え、憲法9条での「専守防衛論」の余地もなくなります。

2020年を目標に、ステルス戦闘機F35にこのミサイルを搭載させるとしています。ジョイント・ストライク・ミサイル(JSM)一発が8000万円。導入可能な改造費用がさらに必要です。もしこれが実戦配備されれば、小牧基地の空中給油機 4 機、浜松の早期管制機(AWACS)4 機、早期警戒機(E-2C)13 機、これらによって敵基地攻撃能力を持つ航空自衛隊へと変貌します。新しい脅威を日本自らが作り出すこととなります。

生産拠点であり、整備拠点となる三菱南工場、県営空港とは言え、その滑走路が自衛隊機だけではなく、アメリカやオーストラリアのF35が使用することになります。敵基地攻撃の発進源となる可能性もあります。私達の身近でこのような変化が生み出されることに注視し、反対の声を上げ続ける必要があります。まずは「中国・北朝鮮脅威論」に足をすくわれないこと、自治体に対し、「安保・防衛は国の専管事項である。」という思い込みを排し、住民の安全と平和的に生きる権利を優先させる行政に転換することを要求すること、政治を変えれば、軍事も変わる。やはり安倍政権の退場を追求する以外にありません。次の政権がどうなるかの余裕はこちらにはありません。安倍の暴走をストップさせ、退場してもらおう。このことにより2020年に向けた安倍の野望を消滅させましょう。

終わりに

この8月を乗り越えられるか。安倍首相もそう、私達もそう。体の制約は、行動への制約となります。重要だと思えることには、せめて意識だけでも持ち、知る努力を続けましょう。

